4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第五十七条の二第五項に規定する四半期をいう。以下この節において同じ。）経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

5　金融庁長官は、前項の特別金融商品取引業者が毎四半期経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第二項第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（事業報告書）

第二百八条の十二　法第五十七条の三第一項の規定により特別金融商品取引業者が提出する事業報告書は、別紙様式第十七号の四により作成しなければならない。

2　特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

（説明書類の記載事項）

第二百八条の十三　法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特別金融商品取引業者及びその子法人等（法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えない子法人等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ　特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

ロ　特別金融商品取引業者及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成

ハ　特別金融商品取引業者の子法人等に関する次に掲げる事項

(1)　商号又は名称

(2)　本店又は主たる事務所の所在地

(3)　資本金の額、基金の総額又は出資の総額

(4)　事業の内容

(5)　特別金融商品取引業者が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

(6)　特別金融商品取引業者及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

二　特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　直近の事業年度における業務の概要

ロ　直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　営業収益及び純営業収益

(2)　経常利益又は経常損失

(3)　当期利益又は当期損失

(4)　純資産額

(5)　総資産額

(6)　各連結会計年度終了の日における連結自己資本規制比率（法第五十七条の五第一項に規定する自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次号ヘにおいて同じ。）

三　特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ　連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）

ロ　各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項

(1)　借入金の主要な借入先及び借入金額

(2)　保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品をいう。(3)において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3)　デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

ハ　特別金融商品取引業者及びその子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益及び純営業収益、経常利益又は経常損失並びに資産（ハにおいて「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ニ　イに掲げる書類について会社法第四百四十四条第四項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨

ホ　イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ　経営の健全性の状況（法第五十七条の五第二項に規定する経営の健全性の状況をいい、連結自己資本規制比率に係るものを除く。）

（経営の健全性の状況を記載した書面の届出）

第二百八条の十四　法第五十七条の五第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内に、第百八十条の規定に準じて記載した書面を金融庁長官に提出してしなければならない。

（経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧）

第二百八条の十五　法第五十七条の五第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

（監督処分の公告）

第二百八条の十六　法第五十七条の七の規定による公告は、官報により行うものとする。

（親会社等となる者）

第二百八条の十七　法第五十七条の十第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三十八条の三に定めるものとする。

第二款　指定親会社

（経営管理又は資金調達に関する支援の内容及び方法）

第二百八条の十八　法第五十七条の十三第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営管理の内容及び方法として次に掲げる事項

イ　経営管理の方法

ロ　経営管理に係る体制

ハ　当該指定親会社の役員又は使用人が対象特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、当該役員の氏名並びに当該指定親会社及び当該対象特別金融商品取引業者における役職名及び就任年月日